

(環境省)障害者差別解消法に基づく対応要領案に対する御意見とその考え方

番号	該当箇所	御意見	考え方
1	第2条 不当な差別的取扱いの禁止	(意見)手帳の有無に限定しないこと。および女性である障害者や障害児は複合的な差別を受けやすいことを考慮する。」の一文を追記する。 (理由)社会モデルの観点に立つという事の具体的な記述として、手帳に関する記述が必要。また性差別と障害者差別を受ける立場にある女性障害者は、その一方から見るだけでは解決されない問題がある。また障害児は成人の障害者とは異なった配慮が必要である。複合的な視野でみる必要があることを明記しないと見過ごされがちである。	「障害」の定義は、法に規定が置かれており、基本方針においても、これののっとり記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。
2	第4条 監督者の責務	(意見)文言の追加・挿入 四 障害者が適切に合理的配慮の申し出等ができるようにするために、あらかじめ省内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆者等)を設置すること。 (理由)障害者が「合理的配慮」や相談・苦情等を申し出るためには、コミュニケーションを支援する者(聴覚障害者の場合は手話通訳者・要約筆者等)が必要のため。	頂いた御意見や他の方からの御意見も踏まえ、第6条第2項を次の通り修正します。 「相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
3		(意見)下記の文言を追加してください。 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆者等)を配置すること (理由)障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆者等の配置が必要です。	
4	第6条 相談体制の整備	下記を追加してください。 ・相談者の性別に配慮した相談体制とするよう、相談体制のなかに女性を必ず配置する。 ・電話番号だけでなくファックス番号やメールアドレスも開示する。連絡やコミュニケーションの方法、誰が通訳するか等、本人の希望を第一にして対応する。  理由: ・相談者の性別に配慮した相談のために不可欠なことです。男性のみの相談窓口の場合、女性は相談することさえ困難な場合が多いです。また、別途述べたとおり、相談体制にあたる人をはじめとした研修啓発も重要です。もしも相談窓口が障害のある女性の複合的な困難について正しく理解していなければ、窓口において更にハラスメントや、対応回避、放置を重ねることもありえます。 ・ファックス番号やメールアドレスを開示しておくことは、本人が迅速に安全に連絡するために不可欠です。電話のみの相談窓口には聴覚障害者はアクセスできません。電話番号だけを開示していて、相談者がファックス番号やメールアドレスを知るために電話をかけなければならないということでは、窓口として機能しないこととなります。緊急時や何かの暴力を受けているときなどは特に、本人が安全に安心して迅速に連絡できるようでなければなりません。また、相談は個人情報の塊でデリケートな問題が多いだけに、本人が信頼をおく通訳者(手話通訳、文字通訳等)やコミュニケーション方法など、本人の希望を第一にした対応が必要です。	頂いた御意見や他の方からの御意見も踏まえ、第2項を次の通り修正します。 「相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
5		(意見)相談窓口について「相談員は複合的な困難について理解している女性の相談員を必ず置くこと」の一文を追記すること。 (理由)女性であり、障害者である女性障害者の複合差別は、容易に理解されにくく、相談窓口で更に差別を受けることがある。また女性特有の相談もあるため、男性には話しにくいこともある。そのため知識を持った相談員が対応できることが必要である。	
6		(意見)下記の文言を追加してください。 障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆者等)を配置すること (理由)障害者のために様々なコミュニケーション手段を用意するとともに聴覚障害者による合理的配慮の表明・相談及び意思疎通の配慮では手話通訳者、要約筆者等の配置が必要です。	

番号	該当箇所	御意見	考え方
7	第6条 相談体制の整備	(意見)文言の修正 4 第1項の相談窓口は、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し(手話通訳者・要約筆記者等)、充実を図るよう努めるものとする。また、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。 (理由)障害の特性についての理解がなければ、障害者及びその家族等の相談に適切な対応ができないと考えるため。 また、障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要と考えるため。	御意見や他の方からの御意見も踏まえ、第2項を次の通り修正します。 「相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」 また、相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっていない外部の方を参画させることは予定していません。
8		(意見)下記の文言を追加してください。 相談窓口には障害当事者を含む外部有識者を入れ、更に障害者からの理解が得られない案件に関し、障害当事者団体に意見を求め相談する等、建設的な解決に努める。 (理由)障害者と担当者間で解決が難しい案件は、相談窓口を中心に解決に当たれるよう明文化が必要です。	相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっていない外部の方を参画させることは予定していません。
9		(意見)文言の追加 5 相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担についての説明等の際、障害者からの理解が得られない場合は、障害当事者団体に意見を求めたり相談する等、建設的な解決に努める。 (理由)障害者と担当者間で解決が難しい案件は相談窓口を中心に調整し、解決に当たれるよう明文化が必要のため。	
10		(意見)以下の通りとすること。 4 ……必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。 5 相談窓口について障害者及び関係者にわかりやすい形で周知されなければならない。 (理由)4 相談体制の充実を重視する観点から。 5 相談窓口の一覧が対応要領に記載されただけではどこに相談すればよいかわかりにくいことから、相談の実効性を高める観点から周知についての規定を加えるべきである。	4については、同じ旨を盛り込んでいます。 5については、具体的な連絡先について、環境省ホームページに分かりやすく記載することとしています。
11	第7条 研修・啓発	(意見)「職員への研修・啓発において、障害者団体とも連携して行う。その際、男性障害者の意見のみでなく、女性障害者からの意見も聞き取る。研修講師として当事者を招く場合はジェンダーバランスに考慮し、複合差別の知識を持った女性当事者を必ず入れる」という一文を追記する。 (理由)権利条約の基本的な理念である「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を実践するため、当事者の声を聴くことが必要。ただ障害者団体などは男性が長であることが多いので、その団体の代表者をだすとすると男性に偏りがちとなる。積極的改善をするために女性当事者をいれることを明文化すべきである。	研修の内容等の詳細については、今後検討することとしていますが、その検討にあたって、頂いた御意見も参考にさせていただきます。
12		「障害のある女性などの複合的な困難に関して、研修・啓発のプログラムにいれる」ことを追加してください。  理由:障害のある女性の複合的な困難などの問題を正しく理解し、十分な配慮をもって対応できるようにするためです。障害者関係団体と連携して実施することも効果的です。	

番号	該当箇所	御意見	考え方
13	留意事項第2 正当な理由の判断の視点	(意見)下記の文言を追加してください。 理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。 (理由)職員が障害者に説明しても解決が困難な場合の手立てに関する文言が必要です。	環境省職員による障害を理由とする差別に関する相談は、第6条に規定する相談窓口において承ることとしています。
14		(意見)下線部・文言の追加 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めることが望ましい。理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。 (理由)障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が省・担当課職員と障害者の間に入ること、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。	
15		(意見)以下の通りとすること。 「正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、…」 (理由)正当な理由が拡大解釈されることで結果として障害を理由とする差別が解消されない事態が考えられることから。また、正当な理由があると判断した場合の障害者への説明は義務化するべきであることから。	御意見を踏まえ、次の通り修正します。 「…正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、…」
16		(意見)厚労省要領・指針にあるような以下の一文を追加する。 正当な理由の判断の視点  なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。 また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないと いったことは適切ではありません。  (理由)正当化事由は、法を形骸化する恐れのあるとても重要な事項であって、丁寧な記述が必要である。これまで障害者は「危険」「安全のため」という漠然とした理由により断られることが多々あった。この一文があることにより、そのような理由で断れなくなり、対話することができるようになる。この丁寧な説明がないと障害者差別推進法にもなりかねない重要な視点である。	
17	留意事項第3 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例	(意見)「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由にして上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」をこの段落の最後に追加していただきたい。 (理由)随伴症状と呼ばれる意図しない頭・手・足の動きや顔の表情の変化が伴うことがあります。健康者には不自然に感じられたり、不安な感情を呼び起こすかもしれません。そのことにも理解を示していただきたい。 私達、NPO法人全国言友会連絡協議(全言連)は、吃音(どもること)がある人達のセルフヘルプグループの全国的な組織です。 吃音(Stuttering)とは、音の繰り返し、ひき伸ばし、言葉を出せずに間があいてしまうなど、一般に「どもる」と言われる話し方の障害です。例えば「きききききのう…」と単語の一部を何度も繰り返したり、「…きのう」と最初の言葉が出なかつたり、スムーズな会話が自分の意思と反して出来ない状態の事です。法的には吃音症は発達障害支援法の枠内にも入っています。いわゆるコミュニケーション上の障害といえます。	御意見を踏まえ、次の通り修正します。 「○障害を理由に…」
18	留意事項第4 合理的配慮の基本的な考え方	「合理的配慮は、環境省の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」とされているが、本来的業務の範囲を厳格に解釈して、合理的配慮を提供すべき場面を限定すべきではない。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても、同様の記述としています。 対応要領の運用に当たっては、頂いた御意見を参考にさせていただきます。

番号	該当箇所	御意見	考え方
19	留意事項第4 合理的配慮の基本的な考え方	(意見)下線部・文言の追加 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の定時、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(手話通訳・要約筆記等、通訳を介する者を含む。)により伝えられる。 障害者による意思の表明を可能にするために、省庁内においてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置すること。 なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するためにコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者を含む。)の設置等により建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。 (理由)障害者が適切に意思の表明ができるようにするためには、コミュニケーション方法の配慮だけでなく、聴覚障害者のための手話通訳者を設置する等、コミュニケーションを支援する者の設置も併せて明記する必要があるため。	障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段は多様であり、当該事項の前段で複数例示しているため、原案のとおりとします。 なお、当該項目のなお書きに、意思の表明がない場合の対応について記載しています。
20		意思の表明について、「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。）」とされているが、「(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。	御意見を踏まえ、第6条第2項を次の通り修正します。 「相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
21		(意見)以下とすること。 3の末尾 …自主的に取り組むものとする。 5の末尾 …合理的配慮の提供について盛り込むものとする。 (理由)法の趣旨を広く社会に定着させるために、率先垂範の観点から。	御意見を踏まえ、第2条に以下の文言を追加しました。 「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。」
22	留意事項第5 過重な負担についての基本的な考え方について	(意見)以下とすること。 過重な負担については、具体的な検討をせずにこれを拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の…その理由を説明するものとし、… (理由)過重な負担を拡大解釈することで法の趣旨が形骸化することのないよう、明記する必要があるから。また、過重な負担に当たると判断した場合には、判断した側はその理由等について障害者に説明することを義務化することが適切であることから。	御意見を踏まえ、次の通り修正します。 「過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の…その理由を説明するものとし、……」
23		障害のない人が普通に行使できる権利を制限する「過重な負担」という抗弁(差別行為の正当化)はあくまでも例外的なものであり、国や独立行政法人などの省庁機関は民間の手本となるよう、それらについてはできるだけ慎重に判断すべきである。そのため、下記の文章を書き加えてください。 『「過重な負担」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「過重な負担」を根拠に、合理的配慮の提供をもとめる法の趣旨が形骸化されるべきではありません。』	
24		(意見)下線部・文言の追加 職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。理解を得られない場合は、相談窓口と調整を図ること。 (理由)障害者から理解を得られない場合に、相談窓口が省・担当課職員と障害者の間に入ること、調整・歩み寄りを図る必要があると考えるため。	環境省職員による障害を理由とする差別に関する相談は、第6条に規定する相談窓口において承ることとしています。

番号	該当箇所	御意見	考え方
25	留意事項第6 合理的配慮の具 体例	(意見)下線部・文言の追加 ○館内放送や天災等の緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。 (理由)聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もがわかる方法で対応するべき。	御意見を踏まえ、以下の文言を追加します。 「○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」
26		(意見)下記の文言を追加してください。 館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを館内の目につきやすい場所に設置する。 (理由) 聴覚障害者は、館内放送や緊急放送を聞くことができず状況が分からない為、聞こえる人も聞こえない人も、誰もが分かる方法で、対応するべきです。	
27		物理的環境への配慮として、「電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、音声ガイドの設置」を加えるべきである。	
28		(意見)下記の文言を訂正してください。 知的障害者から申し出があった際に、… ↓ 障害者から申し出があった際に、… (理由)ゆっくり、丁寧な説明、なじみのない外来語はさける、といった配慮は知的障害者だけでなく、他の障害者等からも申し出があることが考えられるためです。	御意見のとおり修正します。
29		(意見)下線部文言の追加 ○会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。 (理由)改正障害者基本法 33条2に「様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。」とあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要です。例えば、聴覚障害者の場合、音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることはできません。そのための介助員が必要です。 実践例) 内閣府障害者政策委員会、厚生労働省社会保障審議会障害者部会、文部科学省中央教育審議会にて、実践例あり。	御意見を踏まえ、以下の文言を追加します。 「○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」
30		(意見)下記の文言を追加してください。 会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。 (理由)改正障害者基本法33条2にあるように、「会議における合理的配慮事例」の記述が必要です。聴覚障害者の場合は音声情報が入らないため、資料と手話もしくは文字通訳を同時に見ることはできないためです。 実践例)内閣府障害者政策委員会、厚生労働省社会保障審議会障害者部会、文部科学省中央教育審議会	
31		(意見)下線部・文言の追加 非公表または非公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者及びコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)の同席を認める。 (理由)聴覚障害者の場合、会議の理解を援助する者だけでなく、情報保障・コミュニケーションを支援する者の同席が必要なため。	

番号	該当箇所	御意見	考え方
32	留意事項第6 合理的配慮の具体例	(意見)下線部・追加 ○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。 (理由)聴覚障害者の場合、音声情報が入らないため、視覚をとおして、資料と手話もしくは文字通訳を見るため、見える範囲に収まる必要があるため。 実践例) 内閣府障害者政策委員会、厚生労働省社会保障審議会障害者部会、文部科学省中央教育審議会にて、実践例あり。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 「○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」
33		(意見)「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をするが必要になった時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」を追加していただきたい。 (理由)吃音のある人にとって大勢の人の中で話すことに大きなストレスを受けます。言葉がさらに出にくくなることがあります。比較的静かな環境で説明ができるようにしていただきたいと思えます。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 「○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」
34		意思疎通の配慮の具体例に「要約筆記」を明記すべきである。	別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
35		(意見)「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加していただきたい。 (理由)吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識さらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。	
36		(意見)障害特性に応じた具体的対応例に 発話の障害である吃音(きつおん・どもり)をもっと詳細に記述してほしい。 上に書いたように対応要領を修正加筆したうえでさらに吃音のことも具体的に記述してほしい。 (理由)政府広報オンライン発達障害ってなんだろう、国立障害者リハビリテーションセンターの発達障害情報・支援センターにも「吃音」のことが取り上げられている。 吃音者は発話するときにその障害が出現する。主に難発、連発、伸発がある。発話するときに吃ってしまうことにより、言いたいことを伝えられない。発話できやすい言葉を使うこと。上手く発話できないが故に時間がかかる。発話する際に身体全体や身体の一部が不自然に動くことや表情が歪むことがある。発話する際に相手に唾液を飛ばしてしまうこともある。絶対に発話しなければならない挨拶や名前を名乗ることや、言いやすい言葉を発話するためタメロになることや敬語が使えないこともある。接客マニュアルに書いてある順番通りに話せないこともある。決められた言葉を発話できないために相手から常識がない人間だと思われることもある。吃音を知らない人間から見れば不自然、不審、不安、恐怖、嫌悪、不快、非常識などの感情が芽生えるかもしれない。だが、吃音というものを理解してほしい。笑わないでほしい。吃音当事者がどのようにしてほしいかよく話し合っほしい。 合理的配慮例として吃音者が言い終えるまで待つこと、発話のみのコミュニケーション以外を選択できるようにすること、敬語が使えないことを怒らないこと、常識がないと判断しないでほしいこと、吃音者が希望すれば別室で他人の視線を気にせず話せるようにすることなどを行ってほしい。くれぐれも早く話せたとか、時間がかかる奴だと言ったり思ったりしないでほしい。	
37		(意見)下線部文言の追加 ○ 必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆者等)を設置する。 (理由)意思疎通の配慮の具体例として、コミュニケーション方法だけでなく、手話通訳者等、人的支援についても明記すべきと考えるため。	

番号	該当箇所	御意見	考え方
38	留意事項第6 合理的配慮の具体例	文科省の対応指針の4留意点(3ページ下)では、下記のように記載されています。法第12条の規定を明記しており、これは非常に重要なので、貴省の対応要領にも書き加えてください。  「本指針で「望ましい」と記載している内容は、関係事業者がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。なお、関係事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各関係事業者により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、関係事業者が法に反した取扱いを繰り返す、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法第12条の規定により、文部科学大臣は、特に必要があると認められるときは、関係事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。	御意見を踏まえ、第2条に以下の文言を追加します。 「なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。
39		(意見)関連ホームページという一覧を対応要領案に追加してほしい (理由)これも先に書いた厚生労働省3つの対応指針案を参考にして読み手がわかりやすいように、参考文献や情報が記述してあるホームページURLリンク集を環境省の対応要領にも盛り込んでほしい。	要領の形式上、対応する事は出来ませんが、御意見は、今後の政策の進め方の参考にさせていただきます。
40		問題ないのではないかとわかれた。	御意見は今後の政策進め方の参考にさせていただきます。
41		(意見)対応要領の内容が全体的に不足しているように感じる 他の対応要領、対応指針を参考にしてほしい。修正加筆してほしい。 (理由)環境省の施設を利用する人々の中には社会的障壁を持った人がいます。もう少し詳しくわかりやすい対応要領案にならないでしょうか？ 例として厚生労働省関係の対応指針案「障害者差別解消法に基づく衛生事業者向けの対応指針(案)」、「障害者差別解消法に基づく医療事業者向けの対応指針(案)」、「障害者差別解消法に基づく福祉事業者向けの対応指針(案)」の以上3つがイラストや対応事例や参考ホームページが記載されていてわかりやすいと思いました。	御意見を踏まえ、複数箇所を追記、修正しました。